資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億四千九百二十五万円、資本準備金の額を七十億二千二百三十七万円減少し、それぞれ五十四億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は、平成二十四年六月二十三日であり、株主総会の決議は、平成二十四年五月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十三年七月一日
掲載頁　二十四頁
平成二十四年五月二十二日
千葉県船橋市高瀬町二四番三
フジフーズ株式会社
代表取締役　大村剛史郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年六月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年五月二十二日
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
キャリアリンク株式会社
代表取締役社長　近藤　裕彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年六月十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年六月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年五月二十二日
東京都港区赤坂八丁目四番一四号
マークラインズ株式会社
代表取締役社長　酒井　誠

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年六月六日を基準日と定め、同日十四時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年六月中旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年五月二十二日
静岡県藤枝市若王子七〇五番地の二
株式会社藤枝ＭＹＦＣ
代表取締役　小山　淳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月二十二日
北海道網走市南二条西三丁目一番地
株式会社網走建設会館
代表取締役　丸田　孝一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月二十二日
群馬県高崎市小八木町三〇六番地一
群馬岩井生コン株式会社
代表取締役　日暮　正美

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月二十二日
群馬県高崎市小八木町三〇六番地
群馬生コンクリート株式会社
代表取締役　日暮　正美

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月二十二日
群馬県みどり市大間々町塩原三五三番地
大間々デンカ生コン株式会社
代表取締役　日暮　正美

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月二十二日
東京都世田谷区奥沢七丁目四番二号
株式会社ナニワヤ
代表取締役　服部　雅英

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月二十二日
富山県富山市向新庄町六丁目九番一五号
株式会社宝来
代表取締役　大澤　隆成

合併につき株券等提出公告

当社は株式会社世田谷サービス公社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月一日までに当社にご提出ください。

平成二十四年五月二十二日
東京都世田谷区用賀四丁目七番一号
株式会社エフエム世田谷
代表取締役　深井　教雄

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社静岡銀行を完全親会社とする株式交換をすることに致しましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年六月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月二十二日
静岡市葵区呉服町一丁目一番地
静銀経営コンサルティング株式会社
代表取締役　鈴木　庸夫

限定承認公告

本籍東京都江戸川区東葛西一丁目一三一七番地、最後の住所東京都江戸川区東葛西一丁目四六番九号　被相続人　亡　鞠子　晴恵

右被相続人は平成十五年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日
東京都江戸川区東葛西一丁目四六番九号
限定承認者　鞠子　国晴

限定承認公告

本籍東京都江戸川区東葛西一丁目一三一七番地、最後の住所東京都江戸川区東葛西一丁目四六番九号　被相続人　亡　鞠子　照久

右被相続人は平成二十四年二月三日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日
東京都江戸川区東葛西一丁目四六番九号
限定承認者　鞠子　国晴

限定承認公告

本籍茨城県古河市西牛谷七〇九番地三、最後の住所茨城県古河市下辺見二一四五番地一〇　サンハイツＳＯＷＡ　Ｂ―一〇二　被相続人　亡　一柳　浩司

右被相続人は平成二十四年二月二十四日死亡しその相続人は平成二十四年五月十五日水戸家庭裁判所下妻支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日
東京都足立区神明二丁目一〇番一四号ラ・パス神明三〇二　限定承認者　斉藤　朱里
東京都足立区神明二丁目一〇番一四号ラ・パス神明三〇二　法定代理人　斉藤　稔
東京都新宿区新宿二丁目八番一七号ＳＹビル五階新宿第一法律事務所
限定承認者代理人弁護士　塩谷　國昭

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年六月二十二日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年五月二十二日
横浜市西区南幸二丁目一番二二号
株式会社相鉄アセットマネジメント
代表取締役　稲本　信也